タイ国
税務小冊子
2010年

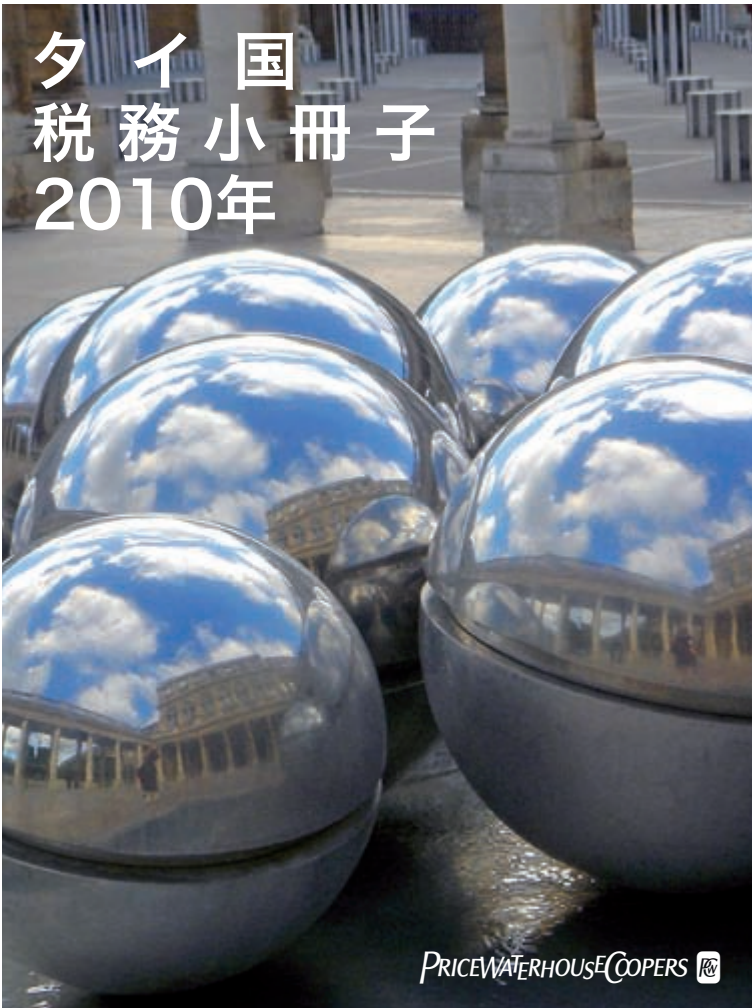

PRICEWATERHOUSECOOPERS

タ イ 国
税 務 小 冊 子
2010年

序　文

タイ国の税法は、世界の経済成長や国際的な投資に対応するため継続的に見直されています。この小冊子は、タイ国の税制度に関する一般的な情報を提供し、タイ国への投資の最初の手がかりとしてご利用頂くために作成しています。

この小冊子は、基本的に2010年1月1日現在の税法及び実務に基づいて作成しています。特定の税務案件につきましては、専門家のアドバイスが必要となりますので、弊社にご相談頂きますようお願い申し上げます。

なお、この小冊子(英語版)は、下記の私どものWebサイトからもダウンロードできます。
http://www.pwc.com/th/en/publications/thai-tax-2010-booklet.jhtml

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited
税務・法務統括パートナー
Thavorn Rujivanarom

弊社の連絡先

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limitedの連絡先は以下の通りです。

No. 179/74-80 15th Floor, Bangkok City Tower
South Sathorn Road, Thungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120
Tel: (66) 2-286 9999, 2-344 1000
Fax: (66) 2-286 2666
http://www.pwc.com/th
e-mail: tls.thailand@th.pwc.com

サービスライン	担当責任者	内線番号
統括	Thavorn Rujivanarom Lead Partner	内線:1444
投資委員会(BOI)	Siripong Supakijjanusorn Partner	内線:1124
	Seetha Gopalakrishnan Expat Director	内線:1011
	Vanida Vasuwanichchanchai Director	内線:1303
金融・財務関連サービス	Prapasiri Kositthanakorn Partner	内線:1228
	Ornjira Tangwongyodying Partner	内線:1118
	Orawan Fongasira Director	内線:1302

サービスライン	担当責任者	内線番号
グローバル・コンプライアンスサービス	Ornjira Tangwongyodying Partner	内線：1118
	Somboon Weerawutiwong Partner	内線：1247
	Somsak Anakkasela Partner	内線：1253
間接税（VAT：付加価値税）	Thavorn Rujivanarom Lead Partner	内線：1444
	Darika Kriengsuntikul Director	内線：1015
国際人的資源関連サービス	Prapasiri Kositthanakorn Partner	内線：1228
	Mana Janvantanagul Director	内線：1197
	Jiraporn Chongkamanont Associate Director	内線：1189
法務サービス	Siripong Supakijjanusorn Partner	内線：1124
	Vunnipa Ruamrangsri Director	内線：1284
合併及び買収	Paul B.A. Stitt Partner	内線：1119
	Sudarat Isarakul Director	内線：1433

サービスライン	担当責任者	内線番号
税務調査/紛争処理及び訴訟	Ornjira Tangwongyodying Partner	内線:1118
	Siripong Supakijanusorn Partner	内線:1124
税務ストラクチャー	Thavorn Rujivanarom Lead Partner	内線:1444
	Paul B.A. Stitt Partner	内線:1119
	Prema Ramachandra Rao Expat director	内線:1012
移転価格	Peerapat Poshyanonda Partner	内線:1220
	Atsushi Uozumi Partner	内線:1157
	Niphan Srisukhumbowornchai Director	内線:1435
	Janaiporn Khantasomboon Director	内線:1437
国際貿易マネジメント管理サービス	Paul Sumner Partner	内線:1305
	Santi Krongsithidej Director	内線:1341

<日本企業部>

魚住　篤志…電話:(66) 2344-1157
土谷　豊弘…電話:(66) 2344-1217
桑木　愛子…電話:(66) 2344-1186
武部　純子…電話:(66) 2344-1209
米岡光二郎…電話:(66) 2344-1161

サービス内容：

投資委員会（BOI）

- 法令遵守及びそれに係るプランニング
  - 投資奨励恩典を活かした進出計画の策定
  - 担当官との交渉を含む、事業に係る奨励恩典の支援サービス
  - BOI規定条件（環境、労働、技術）に対する適合性検証手続
  - 奨励恩典適用に係る、BOI規定条件遵守の継続性の確認
- 税法遵守及びそれに係るプランニング
  - 資本コスト、最大生産能力及びスクラップ計画
  - BOIとNon-BOI業務の識別
  - 将来BOI申請可能なプロジェクトの特定
  - BOI期間中とBOI終了後の移転価格設定
- 会計分析と財務管理モデル
  - 減価償却方法の選定
  - 在庫評価方法のアドバイス
  - 為替リスク回避に係る先物取引のアドバイス
  - リースの選択肢に係るアドバイス
  - 税務及び財務の観点より負債・資本比率に係る評価アドバイス

グローバル・コンプライアンスサービス

- 税法コンプライアンスサービス
  - 税務申告書のレビュー / 税務申告書の作成サポート
  - 税法コンプライアンスのレビュー / 税務健全性の診断
- 税務部門の効率化サポートサービス
  - 効果的かつ効率的なタックスプランニングの提供
  - 税務リスク管理サービス
- 税務会計サービス
  - 適用した税法規定レビュー
  - 税効果に係る計算レビュー
  - 各種税金一括レビュー
  - FIN48に基づく税金計算のレビュー

国際人的資源関連サービス

- 駐在員要員計画、管理に関する情報提供
- 労働許可証・ビザの取得・延長申請代行サービス
- 個人所得税関連アドバイザリー
- ストックオプションプランニングと事務手続サービス
- 人的資源に係る税務・法務デューデリジェンス、コンプライアンスレビュー
- 開業、操業開始時の人材支援
- 現地駐在エグゼクティブの給与管理サービス

法務サービス

- 会社等の設立・登記及び各種申請代行サービス
- 商事契約に準拠した契約書作成/レビュー
- 労務関連
- 不動産取引
- 法務デュー デリジェンス
- 訴訟関連業務
- 投資インセンティブ

合併及び買収

- タックスデュー デリジェンス
- M&A / ストラクチャー構築支援
- 組織再編に伴う税務サービス
- ポストディールサービス / プロジェクトの実行及び管理

税務調査対応支援サービス

- 歳入局や省庁が発表する複雑且つ不明瞭な法令や規則の適用方法及び解釈指針のアドバイス
- 歳入局オフィサーによる税務調査に係るコーディネート、及び必要書類や情報の作成および提供
- 意図せず基準から逸脱した可能性のある取引について、歳入局に対する対応サポート

税務ストラクチャー

- 国際税務サービス
- サプライチェーンマネージメントー経営モデルの変更による税務コストの削減
- 企業グループタックスプランニング / 税務最適化プログラム
- 金融・財務サービス

移転価格

- 移転価格のアドバイザリーサービス
- 移転価格設定に関するアドバイザリーサービス
- 移転価格の文書化支援サービス
- 移転価格ベンチマーキングスタディ
- 移転価格に係る税務論争に対する解決策の提供
- 事前確認制度 (“APA”) サポート

付加価値税 (VAT)関連アドバイザリー

- 自動車業界
- 小売業界
- サプライチェーンマネジメント
- ビジネスプロモーションマネージメント
- e-ビジネス、他

国際貿易マネジメントサービス

- 関税プランニング及びコンプライアンス
- 関税評価の見積り
- 関税リスク評価
- 税関当局による調査への対応
- フリーゾーン設置に係るフィーシビリティスタディ
- 自由貿易地域の活用アドバイザリー
- 各国固有の制度の知識に基づくアドバイザリー
- 関税品目分類に係る対応
- サプライチェーンの活用
- 物品税

目 次

個人所得税

居住者の認定

一暦年中にタイ国に一回又はそれ以上滞在した日数が累計で180日以上であれば、タイ国の税法上、居住者とみなされます。

納税義務者

(a) 自然人
(b) 法人格のない組合
(c) 未登記普通パートナーシップ
(d) 故人(死亡した課税年度中の所得及び財産について)
(e) 故人の財産の未分割部分

課税所得

タイ国における居住者及び非居住者は、タイ国での雇用あるいは事業によって得られた所得に対して、その所得の支払いがタイ国内で行われたか、タイ国外で行われたかに係わらず、タイ国において課税されます。タイ国外を源泉とする所得を得た居住者は、その年においてタイ国内へ送金した所得あるいは海外から持込んだ所得に対してのみ課税されます。

課税所得は以下の8つに分類されます。

1. 給与及び賃金
2. 請負、雇用及びサービス提供による報酬
3. 営業権、著作権、フランチャイズ、特許権及びその他権利の使用料並びにその他の年次報酬など
4. 利息(タイ国の銀行預金利息を含む)、配当金、投資家への利益分配金、合併や買収による差益、解散による分配利益、株式譲渡益など
5. 資産の賃貸による所得、ハイヤーパーチェス契約や割賦販売契約の解約による受取違約金
6. 法律、エンジニアリング、建築、会計などの自由専門業による所得
7. 請負契約者が道具以外の主要な原材料を提供する工事請負契約から生ずる所得
8. 商業及び各種産業から生ずる所得、上記(1)～(7)以外の事業から生ずる所得

キャピタルゲイン

以下を除き、ほとんどのキャピタルゲインは通常の所得として課税されます。

1. タイ国証券取引所に上場されている株式をタイ国証券取引所で売却した場合のキャピタル・ゲイン、投資信託の売却によるキャピタルゲイン
2. 無利息の国債、社債、手形、債務証書の売却によるキャピタルゲイン。但し、手形又は債務証書を当初その償還金額よりも低い価格で売出した場合で、当該償還金額と売出価格との差額について源泉徴収がなされ、債務証書等に源泉徴収済の証印がある場合は除きます。
3. 国債の売却によるキャピタルゲイン

キャピタルロスは、キャピタルゲインと相殺することはできません。企業体やその他法人が発行した社債、手形、債務証書の売却によるキャピタルゲインについては、その15%を源泉分離課税する方法を選択できます。この場合、確定申告時にそのキャピタルゲインを課税所得から除外することになります。

非課税所得

ある特定の所得については、個人所得税が免除されています。雇用所得に関連する出張手当や旅費、医療補助のような給付は、非課税所得として扱われます。また、法人格のない組合からの利益分配金、生活補助金、相続財産、投資信託の収益や売却益、非居住者が受領した国債の利子なども非課税となります。

さらに、低所得者や高齢者を支援するため、年間150,000バーツ以下の所得は非課税、また、65歳以上のタイ国居住者は、年間190,000バーツ以下の所得は非課税となります。

税額計算

個人所得税は、総所得から控除可能なすべての経費控除および所得控除を差引いた後の課税所得に累進課税率を乗じて算出します。

課税所得が雇用関係以外から生じたもので、かつ当該課税所得が60,000バーツ以上の場合、課税所得の0.5%、もしくは累進課税率で計算した税額のいずれか高い税額を納税しなければなりません。ただし、課税所得の0.5%で算出された所得税額が5,000バーツ未満の

場合は所得税が免除されます。この規定は2009年1月以降有効です。雇用関係に基づく課税所得も存在する場合は、累進課税率を使用して税額計算を行い、税額が5,000バーツを超える場合、この免除規定は使用できません。

経費控除

課税所得の分類に基づき、以下の項目を経費控除として所得から控除することが認められています。

1. 「課税所得」の項目で箇条書きした(1)及び(2)又は、(3)のうち著作権からの所得については、当該所得額の40%か60,000バーツのいずれか低い金額を控除できます。
2. 「課税所得」の項目で箇条書きした(3)のうち著作権以外の所得及び(4)の所得については、経費控除が認められていません。
3. 「課税所得」の項目で箇条書きした(5)の所得については、賃貸される資産の種類により所得の10%から30%までの金額を控除できます。
4. 「課税所得」の項目で箇条書きした(6)、(7)及び(8)の所得については、所得や事業の種類により所得の30%から85%までの金額を控除できます。

「課税所得」の項目で箇条書きした(5)から(8)の所得については、納税者が税務当局に証拠を提示できる場合に限り、経費の実額を控除することもできます。

所得控除

経費控除の後、さらに以下の2種類の所得控除が認められています。

1. 人的所得控除(Personal Allowance)

・納税者本人	30,000バーツ
・配偶者	30,000バーツ
・納税者の子供(但し、3名まで)	15,000バーツ/ 人
・上記子供の教育費控除	2,000バーツ/ 人
・父母扶養控除	30,000バーツ/ 人
・親族の障害者控除	60,000バーツ/ 人
・親族以外の障害者控除	60,000バーツ

2. その他の所得控除(Specific Allowance)

- 生命保険料控除:
  納税者本人に対する生命保険料の実際支払額か100,000バーツのいずれか低い金額を所得控除できます。但し、契約している生命保険会社がタイ国内で営業し、保険契約期間が10年以上であることが条件となります。また、2009年1月1日以降に加入した死亡保障、医療保障および損害保障が一体化された生命保険契約において、所得控除が認められるのは、死亡保障に対応する保険料のみとし、医療保障および損害保障に対する保険料は所得控除の対象となりません。さらに、配当付生命保険契約において年間配当額が年間保険料の20%を超過する場合、所得控除は認められません。
  また、所得のない配偶者についても、課税年度を通じて婚姻関係がある場合、10,000バーツを限度として所得控除できます。

- 健康保険料控除:
  タイ国内で事業を行う生命保険会社又は損害保険会社に、納税者の両親または納税者の配偶者の両親を被保険者として支払った健康保険料については、15,000バーツを限度として所得控除できます。

- 住宅ローン利子控除:
  タイ国内に居住目的で住宅を購入あるいは建設するために資金を借り入れた場合、利息の実際支払額のうち最大100,000バーツまでを所得控除できます。

- プロビ デントファンド拠出金控除:
  政府により承認されたプロビデントファンド又は退職ミューチュアルファンドに加入している場合、年間500,000バーツを限度として所得控除できます。

- 長期エクイティファンド拠出金控除:
  長期エクイティファンドに加入している場合、年間500,000バーツを限度としてそのファンドへの拠出金を所得控除できます。但し、労働不能な傷害又は疾病或いは死亡の場合を除き、その投資ユニットを最低5年以上保有していることが条件となります。

- 寄付金控除:
  特定の慈善活動に対する寄付金は、実際の支払額を所得控除できます。但し、その他控除対象となる寄付金額は、所得控除及経費控除を差引いた後の課税所得の10%を超えないことを条件とします。

- 教育振興寄付金控除：
  教育の振興を目的とする、公立教育機関、政府の教育関連機関、私立学校法に基づき設立された私立学校、私立大学法に基づき設立された私立大学への寄付金は、その支払額の200%を所得控除できます。但し、その他控除対象となる寄付金の控除額合計は、所得控除及経費控除を差引いた後の課税所得の10%を超えないことを条件とします。

- 2009年度中に居住目的で購入された新築の住居（土地付/無）又はコンドミニアムへの支払い金額は、300,000バーツを上限に控除可能です。但し、購入された不動産を登記日より3年間保有する場合に限ります。また、この規定は2009年度の申告書上にのみ有効です。

税額控除

納税者は、源泉徴収された税額を年末の確定申告額から控除することができます。また、タイ国に設立された会社から受ける配当金については、利益配当している会社が納税した法人税に対しても税額控除することができます。但し、個人所得税を計算する際、控除される税額も、一旦、課税所得に含めなければなりません。外国で支払われた税金については、租税条約により認められる場合を除き、税額控除は認められません。

税　率

個人所得税率は以下のようになります。

個人所得税の税率表	
課税所得(バーツ)	税率(%)
0 ～ 150,000	0
150,001 ～ 500,000	10
500,001 ～ 1,000,000	20
1,000,001 ～ 4,000,000	30
4,000,001 ～	37

源泉徴収税

所得の支払を行う者はすべて、以下の規則に従い、支払の都度、所得税を源泉徴収する義務があります。

(a)「課税所得」の項目で箇条書きした(1)及び(2)の所得については、以下の方法により源泉徴収することが、所得の支払者に義務づけられています。

i. 支払った所得にその年の支払い回数を乗じて年間の総支払額を算定します。
ii. 年間総支払額から経費控除及び所得控除を差し引いた後、個人所得税の税率表に基づき、年間の個人所得税額を算定します。
iii. 年間の個人所得税額をその年の支払い回数で除して、一回当たりの源泉徴収税額を算定します。

(b)「課税所得」の項目で箇条書きした(3)及び(4)の所得については、所得の種類に応じた税率により源泉徴収しなければなりません。但し、例外として、定期預金利息及び配当金については、それぞれ15%及び10%の一定税率での源泉徴収が義務づけられています。

(c)源泉徴収した税金は、課税所得の発生した月の翌月7日までに所轄税務署（Amphur office）へ納付しなければなりません。但し、配当金の支払については、支払日から7日以内が納税の期限とされます。

会社、登記されたパートナーシップ及びその他の法人は、個人所得税の納税義務を負う個人に対して所得を支払う場合、以下に示した税率に基づき源泉徴収しなければなりません。

a. 賃貸資産への支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(5)の所得に該当)の5%
b. プロフェッショナルフィーの支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした(6)の所得に該当)の3%
c. 請負報酬の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(7)及び(8)の所得に該当)の3%
d. 広告費用の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の2%
e. 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の3%
f. 請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料以外のサービスへの支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした(8))の所得に該当)の3%

g. 公共旅客運送を除く運送料の支払いの1%
h. コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした(8))の所得に該当)の5%
i. 非居住者に対する「課税所得」の項目で箇条書きした(2)、(3)、(4)、(5) 及び(6)の所得の支払いの15%(但し、配当金については10%)

「課税所得」の項目で箇条書きした(5)、(6)、(7)及び(8)の所得が中央又は地方の政府機関によって支払われ、その金額が10,000バーツを超える場合、支払の都度、1%が源泉徴収されます。

納税者は、確定申告の際、年間の要納税額と既に源泉徴収された税金を比較し、前者が多い場合には差額を追加納税し、後者が多い場合には差額を還付申請します。但し、還付請求は、源泉徴収の過払いが生じた年の末日から3年以内に税務当局へ行わなければなりません。

申告・納税

申告書

タイ国では、徴税方法として自己申告制度が採用されています。納税者は所定の申告書(PND90もしくはPND91)に課税年度(暦年)の所得に対する所得税を記入し、翌年の3月末までに確定申告および納税しなければなりません。

以下の個人は、納税額の有無に係わらず、前年度の所得について個人所得税の確定申告書を提出する義務があります。
a. 配偶者がなく、所得が30,000バーツを超える者
b. 配偶者がなく、給与・賃金所得(「課税所得」の項目で箇条書きした(1)の所得に該当)が50,000バーツを超える者
c. 配偶者があり、所得が60,000バーツを超える者
d. 配偶者があり、給与・賃金所得(「課税所得」の項目で箇条書きした(1)の所得に該当)が100,000バーツを超える者

夫婦双方の所得を合算して申告する場合も、軽減税率の適用はありません。給与・賃金所得については、夫婦がそれぞれ別々に申告することも認められていますが、別々に申告をする場合、子供に関する所得控除や住宅ローン利子控除は、夫婦間で、按分しなければなりません。

個人所得税の課税年度は、1月1日から12月31日までの暦年です。確定申告の期限は、原則として、翌年の3月31日です。但し、資産の賃貸、自由業（医術、法律、エンジニアリング、建築、会計及び美術）、契約作業、商業及びその他産業により所得を得ている納税者については、6月30日に終了する半年間の中間申告が要求されています。中間申告による納税額は、確定申告時に計算された年間納税額から控除できます。

加算税及び延滞税

不正確な申告(過少申告)をした場合、又は、申告を怠った(無申告)場合は、税務署の査定官吏(Assessment Officer) の決定により、加算税を課せられます。加算税は、過少申告の場合、未納付額の100%、無申告の場合、未納付額の200%です。納税者の文書による加算税の減額申請に基づき、当該納税義務者に脱税の意図がなく、税務調査に協力的であると査定官吏が判断した場合に限り、加算税額が最高50%まで減額されることもあります。

納税期限までに納税しなかった場合、一ヶ月につき未納付額の1.5%を延滞税として支払わなければなりません。但し、延滞税は、未納付額を上限とされています。

税務調査及び査定

税務当局は、2年前まで遡って書類や記録を徴求し、税務調査を行う権限があります。但し、脱税の意図についての確たる証拠のある場合、あるいは、還付申請に対処するため必要と認められる場合、5年前まで調査権限を延長することができます。しかしながら、民商法典上、税務当局は最高10年まで査定することができます。

不服申立の手続

納税者は、税務当局の賦課決定に不服のある場合、査定通知書(Assessment Notice) を受け取った日から30日以内に不服申立審理委員会（Board of Appeal）へ不服を申し立てることができます。さらに、この不服申立審理委員会の決定に同意できない場合、その決定通知を受け取った日から30日以内に裁判所へ不服を申し立てることができます。不服申し立てにより、本税及び付帯税(加算税や延滞税等)が留保されることはなく、歳入局長官によって許可された場合を除き、それら税金の支払いが法定期限内に履行されなければ未納であるとみなされます。税務当局の査定や不服申立審理委員会の決定に従い、査定通知又は決定を受け取った日から30日以内にそれらを支払わなければなりません。

法人税

居住者の認定

法人の居住者は、設立の場所により決定されます。タイ国の法律の下で設立された会社は、内国法人となります。マネジメントや管理の場所は、法人の居住者を決める法的な要因とはなりません。タイ国に設立された法人は、全世界の所得に対してタイ国で税金を課せられます。

納税義務者

- 会社及び法人格を有するパートナーシップ
- ジョイントベンチャー／財団及び協会
- 外国の法律に基づいて設立された法人で
  - タイ国で事業活動している場合（例：支店）
  - タイ国で事業活動はしていないが、タイ国で特定の収益を得ている場合
- 外国政府の機関及び外国の法律に基づいて組織された法人で、タイ国で事業活動している場合
- 財務大臣の認可に基づき歳入局長官によって指定されたその他の法人

課税所得

- タイ国で設立された会社及び法人格を有するパートナーシップは、タイ国内及び国外を源泉とする利益に対して法人税(Corporate Income Tax)が課されます。
- 外国の法律に基づき設立された会社がタイ国で事業活動している場合、タイ国での事業活動により得られた利益に対して法人税が課されます。さらに、税引後の利益を本国へ送金する場合、10%の源泉徴収税が課せられます。歳入法典(Revenue Code)でも使用されている、「タイ国で事業活動している」という文言は適用範囲が広く、従業員や代表者、仲介者が存在することによって外国企業がタイ国で利益を得ている場合なども該当します。
- 外国の法律に基づき設立された会社は、タイ国で事業活動していない場合も、タイ国で得た以下のような所得に対して源泉徴収税を課せられます。以下は、そのうちの数例です。
  - 仲介料、サービス報酬
  - 使用料(ロイヤリティ)
  - 利息、配当、キャピタルゲイン
  - 資産の賃貸料

総所得に対する課税

国際輸送事業を行う財団、協会及び外国の会社は、その総所得に対して法人税が課されます。財団及び協会については、登録料、入会金及び寄付金以外の総所得に対して10%の法人税が課されます。但し、財団及び協会の所得が「個人所得税 - 課税所得」の項目で箇条書きした(8)に該当する場合、2%の軽減税率が適用されます。タイ国で事業活動している外国の航空会社及び海運会社は、乗客を輸送する場合、タイ国内で徴収される航空運賃、乗船料及びその他収入(費用控除前)に対して一律3%の法人税が課されます。物品搬送の場合には、タイ国内で徴収される貨物運送料、用船料及びその他収入、さらにタイ国からの物品輸送に関してタイ国外で徴収される貨物運送料、用船料及びその他収入(費用控除前)に対して一律3%の法人税が課されます。

キャピタルゲイン

タイ国ではキャピタルゲインに関する特別の規則はありません。会社が得たキャピタルゲインは、税務上、通常の収益として取り扱われます。タイ国で事業活動をしていない外国の会社がタイ国における投資の売却により得たキャピタルゲインは、租税条約による免税措置のない限り、その投資の購入者によって15%が源泉徴収されます。
但し、非居住者が国債の売却により得たキャピタルゲインについては、法人税が免除されます。

非課税所得

- 下記の所得は、法人税が免除されます。
  - タイ国で事業活動していない外国の会社へ支払われる国債からの利息
  - 特別法に基づき設立された金融機関及び外国政府により全額出資された金融機関へ支払われる利息
  - ジョイントベンチャーからタイ国の会社やタイ国で事業活動している外国の会社へ支払われる配当金及び利益分配金
  - タイ国証券取引所の上場会社がタイ国の会社から受け取る配当金及び、配当を受け取る会社が非上場会社で、配当する会社の議決権を25%以上保有する場合(株式の相互保有のないことが前提)の配当金
  - 上記以外のタイ国の会社が他のタイ国の会社から受け取る配当金は、その半額が免税となります。但し、これら配当に関する免税は、配当の前後3ヶ月以上保有していた上場・非上場会社にのみ適用されます。

- タイ国の会社が海外投資により受領する配当金で、当該配当金受領前少なくとも6ヶ月間に亘り配当する会社の議決権を25%以上保有しており、また、配当する会社が所在する国において、当該配当金の原資となる純利益に対して15%以上の法人税が課されている場合
  なお、所在地国における「特別法」により、軽減税率の適用や純利益に対する法人税が免除されている場合には、法人税の免除を受けることができます。
- 商業銀行から受領する外国通貨預金に対する利子
  但し、商業銀行が当該外国通貨預金を、タイ国外に居住しているタイ国籍を持たない者や、タイ国で事業活動をしていない外国法人や外国銀行（タイ国に支店や駐在員事務所を有している法人を含む）への貸付けに使用するものに限ります。
- 会社またはパートナーシップが機械を売却し、1年以内にその売却資金を新しい機械への買い替えに充てる場合の、当該売却により取得した所得
  ただし、売却した機械の残存簿価は法人税計算上損金に算入できません。なお、新たに取得した機械は生産能力の拡大及びサービスの品質を向上させるものでなければなりません。また、当該機械の売却は、2006年1月1日から2010年12月31日までに行われたものに限られます。

・ 下記の納税者は、法人税が免除されます。
  - タイ国投資奨励法(BOI)により、免税恩典を与えられた会社
  - 特定の財団及び組織
  - 互恵条約を取り交わした国の公的組織や外交組織

税 率

・ 法人税の普通税率30%
・ 上場会社、すなわちタイ国証券取引所：Stock Exchange of Thailand(SET)やオルタナティブ投資市場：Market for Alternative Investment(MAI)に上場している会社には以下のような法人税率軽減の恩典があります。

1. 2001年9月6日から2005年12月31日までに上場している会社に対して：
   - SETに上場している会社： 25%
   - MAIに上場している会社： 20%

上記の税率は、SETもしくはMAIに上場している会社に対して、上場日以降に開始する事業年度より5事業年度に限り軽減税率が適用されます。

2. 2007年1月1日から2008年12月31日までの期間中に上場申請し、2009年12月31日までに上場された会社に対して：
   - SETに上場している会社：25%
   - MAIに上場している会社：20%

上記の税率は、SETもしくはMAIに上場している会社に対して、上場日以降に開始する事業年度より3事業年度に限り軽減税率が適用されます。

3. 上記(I)および(II)の条件に該当しない上場会社に対して：
   - SETに上場している会社は下記の純利益に対して：
     a. 0－300,000,000バーツ　以下　：　25%
     b. 300,000,001バーツ　以上　：　30%
   - MAIに上場している会社は下記の純利益に対して：
     c. 0－20,000,000バーツ　以下　：　20%
     d. 20,000,001バーツ　以上　：　30%

上記の税率は、SETもしくはMAIに上場している会社に対して、2008年1月1日以降に開始する事業年度より3事業年度に限り軽減税率が適用されます。
なお、2001年9月6日から2005年12月31日までの期間中に上場した会社は、上記(I)の軽減税率が適用されておりましたが、当該恩典の適用期限は終了しました。優遇措置として、新たに、上記(III) の軽減税率の適用が認められましたが、適用期間は2010年12月31日に終了する事業年度までに限ります。

- 中小企業（事業年度末において払込資本金が5,000,000バーツ以下の会社あるいはパートナーシップと定義される企業）に対して、以下の軽減税率が適用されます。

純　利　益	法人税率
0～150,000バーツ以下	0%
151,001～1,000,000バーツ以下	15%
1,000,001～3,000,000バーツ以下	25%
3,000,001バーツ以上	30%

支店所得

外国の会社の支店は、タイ国内で得た利益についてのみ通常の法人税率で法人税を支払います。支店の利益を外国の本社に送金する場合、さらに10%の源泉徴収税が課されます。但し、外国の商業銀行の支店が、「アウト・アウト事業」により得た利益を送金する場合は、この源泉徴収税が免除されます。

純利益の計算

純利益は、いくつかの例外を除き、一般的に公正妥当と認められる会計実務にしたがって発生主義に基づいて計算しなければなりません。

所得控除

- 所得から控除できる営業費用は、歳入法典に別途定めがない限り、利益獲得又は事業のために生じた全ての支出及び費用を営業費用として所得から控除できます。
- タイ国の居住者である会社は、利益獲得あるいはタイ国での事業のためにのみ支出したロイヤリティ、マネジメントフィー、利息の支出を、合理的な金額に限り所得から控除できます。
- 社内の従業員研修費、及び、社外や技術開発機関で開催される研修の従業員派遣に係る費用について、100%追加所得控除が認められます。
- 2009年1月1日以降に開始する会計年度において、法人が従業員のためにタイ国内でセミナーを開催し、研修室やそれに係る宿泊施設を使用する場合、使用した会計期間において当該関連費用の100%追加所得控除が認められます。
- 車両及び車両に使用される資材、装置または機械を除き、省エネルギー効果を有する資材、装置または機械はその取得価額の25%を追加で所得控除することが認められます。但し、当該省エネルギー機械等は、2009年5月19日から2010年12月31日までに取得され、使用できる状態になっていることが条件となります。
  また、取得時において当該省エネルギー機械等は新品であること、及び代替エネルギー開発効率化推進局(The Department of Alternative Energy Development and Efficiency)が定める条件に合致していることが条件となります。加えて当該所得控除を適用するには、2010年12月31日までに、代替エネルギー開発効率化推進局から、当該機械等が省エネルギー効果を有していることにつき証明書を取得しなければなりません。
- 通常、資本的支出を所得から控除することはできません。また、以下の費用も所得控除が認められません。

- 引当金や準備金への繰入額、基金への拠出金（但し、政府より承認を受けているプロビデントファンドへの拠出金を除く）
- 個人的費用及び贈答品費
- 歳入法典に基づく法人所得税、罰金及び加算税
- 株主へ支払われた給与支払額のうち、合理的な金額を超える部分
- 架空の経費
- 会社の資本、引当金及び基金から生ずる利息
- 受領者が特定できない支出
- 事業年度終了後に利益に基づいて決められる支出
- 財務省令に定められる規則・手続き、条件に準拠していない貸倒損失
- 保険または補償契約により補填される損害

減価償却費

取得原価の一定割合に基づき、資産を減耗及び減価することが認められています。会社が会計上適用している減価償却率が税務上認められている法定償却率よりも低い場合、会社が適用している償却率により算出された減価償却費を税務上損金算入できます。償却方法としては、定額法が最も一般的ですが、定率法、級数法及び加速定率法も認められます。定額法の法定償却率は、次の通りです。

建物：
- 耐久性のある建物 5%
- 臨時の建物 100%

天然資源で枯渇するもの 5%

賃貸権：
- 賃貸借契約書がない場合、又は、賃貸借契約書はあるが、連続的な更新を認める条項がある場合 10%
- 賃貸借契約書はあるが、更新条項のない場合、又は、更新条項はあっても更新期間に制限のある場合 ..... (注1)
- 工程に関する権利、方式に関する権利、営業権、商標権、営業免許、特許権、著作権、又は、その他の権利:
  - 使用期間が限られていない場合 10%
  - 使用期間が限られている場合 ..... (注2)
- その他の償却資産（ただし、土地及び棚卸資産を除く） 20%

注記

(注1) 100を当初の賃借期間及び更新期間の合計年数で除した百分率
(注2) 100を使用年数で除した百分率

以下のような特定の資産の場合、特別償却することが認められています。:

1. 研究開発用機械については、初年度は高率で特別償却し(例えば、研究開発用機械であれば取得原価の40%)、その後は、未償却残高を法定償却率で償却することが認められています。
2. 機械装置については、初年度は高率で特別償却し(例えば、機械装置であれば取得原価の40%)、その後は、未償却残高を最大20%の法定償却率で償却することが認められています。ただし、当該優遇措置の適用は、2010年12月31日までに取得の機械装置に限ります。
3. コンピュータハード・ソフト(周辺機器含む)については、取得額を3年間で減価償却することが認められています。

中小企業(SME)に適用される特別償却

ここでの中小企業の定義は、土地を除く固定資産が2億バーツ以下で、従業員200人以下の会社あるいはパートナーシップです。中小企業に適用される償却方法は、上記の特別償却に加えて、以下の特別償却を適用することが認められています。:

1. 機械装置については、初年度は高率で特別償却し(例えば、取得原価の40%)、その後は、未償却残高を法定償却率で償却することが認められています。
2. コンピュータハード・ソフト(周辺機器含む)については、初年度は高率で特別償却し(例えば、取得原価の40%)、その後は、未償却残高を3年間で減価償却することが認められています。
3. 工場建物については、初年度は高率で特別償却し(例えば、取得原価の25%)、その後は、未償却残高を法定償却率で償却することが認められています。
4. 土地および棚卸資産を除き、ある会計年度中に取得された全ての償却資産で、上記に含まれない資産は、固定資産取得額の合計額が500,000バーツを超過しない場合に限り、取得額の100%を償却処理することが認められています。但し、当該優遇措置の適用は2010年12月31日までに限ります。

欠損金

欠損金は、将来の利益と相殺するため、5年間繰り越すことができます。欠損金の繰戻しは認められません。

欠損金は、税務上それぞれの会社で計算され、連結グループ内の各社で欠損金を合算して税務申告する方法はありません。会社の株式保有の変更は、税務上の欠損金に何ら影響を及ぼしません。

源泉徴収税

会社、登記されたパートナーシップ、その他の法人は、他のタイ国に登記された会社及びパートナーシップ、その他の法人、タイ国で事業活動している外国会社に対して所得を支払う場合、以下の通り源泉徴収しなければなりません。

a. 営業権、著作権及びその他の権利に対する支払い（個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした（3）の所得に該当）の3%
b. 銀行及び金融機関以外の居住法人に対する利息、並びに、銀行又は金融機関への債券利息に対する支払い（個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした（4）（a）に該当）の1%
c. 配当又は、法人が得た利益・利得の分配に対する支払い（個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした（4）（b）の所得に該当）の10%
d. 購入選択権付リースのリース料、所有権を受領する建物や家屋の価値、並びに、歳入法典上の適格リース物件についてのリース料を除き、資産に対する賃借料の支払い（個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした（5）（a）の所得に該当）の5%
   上記の適格リースという用語は、以下の条件を満たす資産の賃借料を意味します。
   - 賃貸人は、登録払込資本金が60百万バーツ以上の法的な会社又はパートナーシップであり、VAT登録していること。
   - 賃借人は法人であること。
   - リース期間が3年以上であること。但し、リース資産が他の賃借人から回収されたものである場合は、リース期間が3年未満でも認められる。
e. 商船に関する奨励法に基づく、国際輸送に使用する船舶の賃借料の支払（個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした(6)の所得に該当）の1%

f. プロフェッショナルフィーの支払い(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした(6)の所得に該当)の3%
g. 請負報酬の支払い(個人所得税の「課税所得」の項目で箇条書きした(2)、(7)及び(8)の所得に該当)の3%
h. 恒久的支店をもたない外国法人に対する請負報酬の支払いの5%
i. コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の5%
j. 広告費用の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の2%
k. 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の3%
l. 請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料以外のサービスへの支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の3%
m. 運送料の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の1%
n. 損害保険料の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の1%

税額控除

タイの会社は、営業所得もしくは受取配当金に対して支払った外国税額を確定法人税額から控除することができます。外国税額控除は、タイ国で獲得した所得に対して課税されるタイ国の税額を上限とします。また、上記の源泉徴収税や中間申告納税額からも税額控除を行うことが認められています。

送金税

外国の会社へ収益又は利益を送金する場合に課される源泉税には、以下の2種類があります。

・ 所得の分類による税率:

- 仲介手数料及び役務提供料	15%
- ロイヤリティ	15%
- 利息	15%
- 配当金	10%
- キャピタルゲイン	15%
- 資産の賃貸料	15%
- 自由専門業に対する報酬	15%

・ 税引後利益、利益又は利益とみなされるものから積立てられた金額を送金する場合には10%の源泉徴収税が課せられます。

租税条約

タイ国と租税条約を締結している国及び各国の源泉徴収税率は、以下の通りです。

受領国	配当(%)	利　子(%)	ロイヤリティ(%)
日　本	10	10/15(1)	15
アラブ首長国連邦	10	10/15(1)	15
アルメニア	10	10/15(1)	15
イスラエル	10	10/15(1)	5/15(11)
イタリア	10	10/15(1)	5/15(6)
インド	10	10/15(1)	15
インドネシア	10	10/15(1)	15
ウクライナ	10	10/15(1)	15
ウズベキスタン	10	10/15(1)	15
英　国	10	10/15(1)	5/15(6)
オーストラリア	10	10/15(1)	15
オーストリア	10	10/15(1)	15
オランダ	10	10/15(1)	5/15(6)
オマーン	10	10/15(14)	15
カナダ	10	10/15(1)	5/15(3)
韓　国	10	10/15(1)	5/10/15(22)
キプロス	10	10/15(20)	5/10/15(4)
クウェート	10	10/15(1)	15
シンガポール	10	10/15(1)	15

受領国	配当(%)	利　子(%)	ロイヤリティ(%)
スイス	10	10/15(1)	5/10/15(5)
スウェーデン	10	10/15(1)	15
スペイン	10	10/15(1)	5/8/15(18)
スリランカ	10	10/15(1)	15
スロベニア	10	10/15(1)	10/15(17)
セーシェル共和国	10	10/15(1)	15
中華人民共和国	10	10/15(1)	15
チェコ共和国	10	10/15(1)	5/10/15(5)
デンマーク	10	10/15(1)	5/15(6)
ドイツ	10	10/15(1)	5/15(6)
トルコ	10	10/15(1)	15
ニュージーランド	10	10/15(21)	10/15(12)
ネパール	10	10/15(1)	15
ノルウェー	10	10/15(1)	5/10/15(13)
バーレーン	10	10/15(1)	15
パキスタン	10	10/15(1)	0/10/15(15)
ハンガリー	10	10/15(1)	15
バングラデシュ	10	10/15(1)	15
フィリピン	10	10/15(1)	15
フィンランド	10	10/15(1)	15
フランス	10	3/10/15(7)	0/5/15(8)
ブルガリア	10	10/15(1)	5/15(2)
米　国	10	10/15(9)	5/8/15(19)

受領国	配当(%)	利　子(%)	ロイヤリティ(%)
ベトナム	10	10/15(1)	15
ベルギー	10	10/15(1)	5/15(6)
ポーランド	10	10/15(1)	5/15(16)
香　港	10	10/15(9)	5/10/15(10)
マレーシア	10	10/15(1)	15
南アフリカ	10	10/15(1)	15
モーリシャス	10	10/15(1)	5/15(2)
ラオス	10	10/15(1)	15
ルーマニア	10	10/15(1)	15
ルクセンブルク	10	10/15(1)	15
ロシア	10	10/15(23)	15

(注) 表の括弧内の数字は、下記の参照番号を示しています。

1. 銀行又は金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
2. 文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権(ラジオ又はテレビ放送に使用される映画、フィルム、テープ及びディスクを除く)の使用に支払われるロイヤリティには、5%の税率が適用されます。
3. 文学上、演劇上、音楽上若しくは美術上の著作物の製作もしくは複製(テレビに関連する映画、フィルム作品及びビデオテープの使用を除く)に対して支払われるロイヤリティには、5% の税率が適用されます。
4. 文学上、演劇上、音楽上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権(ラジオ又はテレビ放送に使用されるソフトウェア、映画、フィルム及びテープを含む)の使用に対しては、5%の税率が適用されます。産業上、商業上若しくは学術上の施設の使用、並びに、産業上、商業上、学術上の経験に関連する情報に対するロイヤリティには、10%の税率が適用されます。

5. 文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権（ラジオ又はテレビ放送に使用される映画、フィルム及びテープを除く）の譲渡あるいは使用に対しては、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡に対しては、10%の税率が適用されます。
6. 文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権の使用に対して支払われるロイヤリティには、5%の税率が適用されます。
7. 公的金融機関が参画し、フランスの公共機関又は企業に供与される4年以上の貸付金又はクレジットに関わる利子に対しては、3%の税率が適用されます。但し、これらの貸付金又はクレジットが、公共事業、工場や機械の売却、産業上、商業上若しくは学術上の施設の設置・据付に関する研究に使用されることを条件とします。フランスの金融機関に支払われる利子に対しては、10%の税率が適用されます。
8. フィルム又はテープに関連して、締結国又は国の所有する会社に支払われるロイヤリティには、0%の税率が適用されます。文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権の譲渡あるいは使用に対して支払われるロイヤリティには、5%の税率が適用されます。
9. (a)銀行又は金融機関（保険会社を含む）に支払われる利息、並びに、(b)施設、商品又はサービスの信用販売に対して支払われる利息には、10%の税率が適用されます。
10. 文学上、美術上、若しくは学術上の著作物の著作権（ラジオ又はテレビ放送に使用される映画、フィルム、テープを含む）の譲渡、使用又は権利の使用に対して支払われるロイヤリティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡に対しては、10%の税率が適用されます。
11. 文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権（ラジオ又はテレビ放送に使用される映画、フィルム及びテープを除く）の使用に対して支払われるロイヤリティには、5%の税率が適用されます。
12. すべての著作物の著作権の使用、および産業上、学術上若しくは商業上の施設の使用又は権利の使用、映画、フィルム、ビデオテープ、テレビ又はラジオ放送に関連して使用されるその他の方法による記録の使用又は権利の使用、衛星、ケーブル、光ファイバー又はその他同様の技術によって公共に送信される視覚映像又は音声又はその両方の受信あるいは受信する権利（テレビ又はラジオ放送に関連する場合を含む）に対して支払われるロイヤリティには、10%の税率が適用されます。
13. 文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権の使用には、5%の税率が適用されます。産業上、商業上若しくは学術上の施設の使用又は権利の使用に対して支払われるロイヤリティには、10%の税率が適用されます。

14. (a)銀行又は金融機関(保険会社を含む)に支払われる利息、並びに、(b)政府により保証された貸付又は借入に対して支払われる利息には、10%の税率が適用されます。
15. フィルム又はテープに関連して、締結国又は国の所有する会社に支払われるロイヤリティには、0%の税率が適用されます。文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権の譲渡又は使用に対して支払われるロイヤリティには、10%の税率が適用されます。
16. 文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権(テレビ又は放送に使用される映画及びテープを除く)の譲渡、使用又は権利の使用に対して支払われるロイヤリティには、5%の税率が適用されます。
17. 文学上、美術上の著作物の著作権(ラジオ又はテレビ放送に関連して使用される動画、生放送、フィルム、テープ及びその他の方法による複製物を含む)の使用又は権利の使用、並びに、産業上、商業上若しくは学術上の施設の使用又は権利の使用に対して支払われるロイヤリティには、10%の税率が適用されます。
18. 文学上、演劇上、音楽上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権(ラジオ又はテレビ放送に使用される映画、フィルム及びテープを除く)の使用に対して支払われるロイヤリティには、5%の税率が適用されます。産業上、商業上若しくは学術上の施設の使用又は権利の使用のためのファイナンス・リースの対価として受け取ったロイヤリティには、8%の税率が適用されます。
19. 文学上、美術上、若しくは学術上の著作物の著作権(ラジオ又はテレビ放送に関連して使用されるソフトウェア、映画、フィルム作品、テープ及びその他の方法による複製物を含む)の使用に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業上、商業上若しくは学術上の施設の使用に対して支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。
20. 以下に該当し支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
    - 銀行又は金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
    - 産業上、商業上若しくは学術上の施設への信用販売に対して支払われる利子
    - 事業者間における商品の信用販売に対して支払われる利子
21. 以下に該当し支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
    - 銀行又は金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
    - 施設、商品又はサービスの信用販売に対して支払われる利子(独立企業間価格で行われていない場合を除く)

22. 文学上、美術上、若しくは学術上の著作物の著作権（ラジオ又はテレビ放送に関連して使用されるソフトウェア、映画、フィルム作品、テープ及びその他の方法による複製物を含む）の使用又は使用する権利に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。また、設計、モデル、計画、機密方式又はプロセスに係る、特許権や商標権の使用に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
23. 以下の受領者に該当し支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
    - ロシア居住者。但し、受領者となる機関は銀行業務ライセンスの保有者でなければならない。
    - タイ居住者。但し、受領者は金融機関（保険業含む）でなければならない。

連結納税

連結納税は、タイ国において認められていません。

持株会社

持株会社についての特別の規則はありません。

申告・納税

申告書

自己申告制度による納税が採用されています。会社は、期日までに申告書を提出し、それと同時に納税します。
会社の課税年度は、会計期間と同じで、12ヶ月間でなければなりません。但し、設立後最初の会計期間、あるいは、歳入局及び商務省事業開発局から会計期間の変更について承認を受けた場合は、12ヶ月未満とすることも認められています。
法人税は、年2回納付します。年間予想利益の2分の1に基づいて中間納税額を計算し、上半期末から2ヶ月以内に法人税の中間申告書を提出しなければなりません。但し、上半期の実際利益に基づいて中間納税額を算定する上場会社、銀行、その他特定の金融機関及び会社を除きます。確定申告書は、一会計年度終了後150日以内に提出しなければなりません。その際、中間納税額は、確定納税額から控除できます。

加算税、延滞税及び不服申立の手続

法人税の申告・納税を怠った者は、加算税及び延滞税が課せられます。加算税及び延滞税の額は、個人所得税に記述したものと同じです。不服申立の手続も同様となります。

税制上の優遇措置

投資奨励法および投資委員会（以下“BOI”と称す）の通達により、特定の産業に対して、以下のような税制上の優遇措置が供与されています。

1. 輸入機械に対する輸入関税の減免
2. タイ国内販売を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料または素材に対する輸入関税の軽減(最高90%まで)
3. 奨励プロジェクトの内容、及び、当該プロジェクトの所在する工業団地または奨励工業地域に基づき最高8年まで法人税の免除(土地代及び運転資金を除く投資額を上限とする)
4. 法人税の免除期間において、その事業所得から支払われた配当金に対する免税
5. BOIにより認可された契約に基づいて支払う営業権、著作権またはその他権利の対価に対する源泉税の免税（最高5年まで）

また、輸出を奨励するための以下のような優遇措置もあります。

1. 輸入原材料及び組立部品に対する輸入関税の免除
2. 再輸出品に対する輸入関税の免除
3. 輸出から得た利益（保険料及び輸送費を除く）のうち、前事業年度に対する増加分の5%を法人課税所得から差し引くことができます。（但し、実務上はWTO（世界貿易機関）の規定により、BOIは当該優遇措置を認めていません。）

投資奨励地域に立地する企業については、更に以下の優遇措置があります。

1. 通常の免税期間終了後、あるいは、免税措置が与えられていない場合には、課税所得の発生した日から5年間にわたって法人税が50%減税されます。
2. 法人課税所得を計算する際、輸送費、電気代及び水道代を二重に控除することができます。

2009年において、BOIは、奨励プロジェクトを有する企業が、当該プロジェクトの法人税免税期間中にタイ国証券市場（SETまたはMAI）に上場した場合、（奨励プロジェクトの内容や所在地に拘らず）法人税免税期間を最大の8年間とすることを決定しました。
但し、この恩典を享受するには、2012年12月31日までに当該恩典の申請書を提出し、法人税免税期間中にタイ国証券市場より承認されなければなりません。

2010年1月において、BOIは、中小企業の特定事業に与える恩典を以下の通り改定しました。

1. 所在地（BOIゾーン）に関係なく、輸入機械に対する輸入関税の免除
2. 所在地（BOIゾーン）に関係なく、法人税を8年間免除（法人税免除額の上限なし）
3. 総額1千万バーツ以下の中古機械の使用を許可、但し、新規機械の総額が中古機械の総額の25%以上でなければならない。
4. その他の権利及び恩典については、BOI告示のNo.1/2000に基づく

但し、この恩典を享受するには、2011年12月31日までに申請書を提出しなければなりません。

証券化を業とする特定目的会社(SPV)については、タイ国証券取引所(SEC)により承認された証券化事業から生じた所得は非課税となります。この場合、特定目的会社(SPV)の運営及び債務や経費の支払いについては、タイ国証券取引所(SEC)に承認された計画に従わなければなりません。また、特定目的会社(SPV)が、全ての残余財産及び権利を証券化事業の原始所有者（オリジネーター）に返還し、解散するまでは、特定目的会社(SPV)の株主に対して、配当金が支払われることはありません。

移転価格税制

現在、タイ国には、移転価格に関する詳細な法規定はありませんが、2002年5月16日、歳入局は、「市場価格」の定義、容認される移転価格決定方法の詳細、タイ国における移転価格についての必要書類の詳細、事前確認制度に関する規定に関して、指針を発表しました。

法的枠組

歳入局によって発表された指針は、法的効力を持たず、歳入局職員が税務監査や査察、税務調査を行う際に従わなければならない内部指針です。また、この指針によって、タイ国の移転価格に関する実務を納税者に知らしめることも意図されています。

市場価格の定義

歳入局による「市場価格」の定義に関連して、この新指針で注目すべきは、歳入法典65bis(4)条及び65ter(15)条における市場価格を、「独立契約当事者が善意において決定した棚卸

資産、サービスの対価又は利息（独立企業間取引）」を意味すると定義している点です。さらに、関連者間取引と比較すべき独立企業間取引は、当該関連者間取引と同等であるべきであり、同時期に行わなければならないことも記されています。

関連者の定義

この指針ではまた、「関連者」に関して、直接的又は間接的に、他方に経営参加し、又は支配し、或いは資本参加している外国支店、会社又はパートナーシップと定義されています。管理の実体を決定する保有株式の割合については、具体的な数字は挙げられていません。

容認される独立企業間価格算定方法

この指針では、取引における市場価格を決定する際に、取引価格法（例：独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）と利益基準法の両方が容認されています。これら二つの方法における優劣は全くありません。歳入局は、通常、納税者の選択した方法を容認しますが、より適切であると判断された場合、他の方法を選択させる権限もあります。

移転価格証明書類

この指針の下、納税者は、移転価格に関する以下の書類を求められる可能性があります。

1. グループ企業それぞれの業務内容を含めた構造図及び関係図
2. 予算、事業計画、財政支出計画
3. 企業の事業戦略及びその採用理由を記した書類
4. 関連者間との売上、業績及び取引の性質
5. 関連者と国際間取引を行う理由
6. 価格決定方針、各商品の収益性と市場情報、各関連当事者の機能、使用資産及び想定されるリスクを考慮した収益項貢献度
7. 特定の価格決定方針の選択理由
8. 他に検討、否認された価格設定方針のある場合、その詳細及び否認理由（上記で記載した順に提出すること）
9. グループ企業間取引の交渉における企業の立場を証明する書類
10. その他移転価格の決定に関係する書類（任意）

上記書類は、納税者が、採用した移転価格決定方針により市場価格が導き出されることを歳入局へ証明するためのものです。

事前確認制度(APA)

さらに、指針では、納税者が、関連情報及び書類を提出することにより、関連者間取引に関して事前確認(APA)の申請を行うことが認められています。

付加価値税(VAT)

税制の概要

付加価値税(Value Added Tax、以下“VAT”と称す)は、VAT登録事業者がタイ国において、物品を供給したり、サービスを提供する際に課す非累積的で広範な消費税です。VATは、販売した物品及び提供したサービスの合計価額を基準に計算されます。サービスがどこで使用されようと、それがタイ国内で提供された場合、及び海外で提供されたサービスがタイ国内で使用された場合も、税法上、タイ国でサービスが発生したとみなされます。原則として、登録事業者は、事業に関する物品の購入やサービスの消費で生じたインプットVATをアウトプットVATから控除できます。

納税義務者

一般的に、タイ国で事業を行う全ての者は、自然人、組合、パートナーシップ、会社、その他の法人など、事業がいかなる形態で行われているかに係わらず、VATを支払う義務があります。具体的なVATの納税義務者は以下の通りとなります。

- 事業活動あるいは職業的な活動として、物品を販売する製造業者、輸入業者、卸売業者、小売業者及びその他の業者
- サービスを提供する者
- タイ国内において物品の販売やサービスの提供を通常の業態とするタイ国非居住者のタイにおける代理人

登　録

年間売上高が1,800,000バーツを超える場合、VAT登録事業者として税務当局に登録しなければなりません。VAT登録事業者として登録した場合のみ、アウトプットVATからインプットVATを控除することができ、またインプットVATの還付を請求できます。

非課税項目

以下の者及び事業活動は、VATが非課税となります。

a. - 年間売上が1,800,000バーツ以下の納税義務者
   - 未加工の農産物の販売
   - 農業に関連する物品又は製品の販売(肥料、動物用飼料、殺虫剤など)

- 新聞、雑誌及び教科書の販売
- 動物の販売(生死を問わない)

b. 公立及び私立の学校における教育サービス
c. 芸術的及び文化的サービス
d. 医療、監査及び法廷弁護サービス
e. 公立及び私立の病院や診療所における治療サービス
f. 調査及び学術サービス
g. 図書館、博物館、動物園及びアマチュア・スポーツ
h. 芸能人のサービス提供(興行物)
i. 国内輸送サービス
j. 国際陸送サービス
k. 不動産の賃貸
l. 収入総額から経費を控除することなく政府へ送られる政府機関及び地方公共団体のサービス
m. 宗教活動及び慈善活動
n. 関税法により輸入関税が免除される関税自由区(DFZ)へ持ち込まれる輸入品
o. 関税法第4章により輸入関税が免除されている物品
p. 税関で差し押さえられ、国外へ返送された輸入品

税 率

- 現行の税率は、7%です。この税率は特例の勅令(Royal Decree)により一時的に軽減されているものであり、期限の延長がなければ、2010年10月1日から10%に改定される予定です。
- 次の項目には、0%の税率が適用されます。
  - 輸出品
  - タイ国内で提供されたが、その全てが国外で使用されるサービス
  - 外国援助プログラムにより、政府機関及び国営企業へ販売/提供される物品/サービス
  - 国際連合、国連専門機関及び大使館や領事館へ販売/提供される物品/サービス
  - 保税倉庫間、関税自由区内に立地している企業間で販売/提供される物品/サービス

税額計算

VAT登録事業者は、物品の販売あるいはサービスの提供に際し、VATを課さなければなりません。これをアウトプットVATと呼んでいます。一方、物品やサービスを購入した際に、VAT登録事業者によって支払われたVATは、インプットVATと呼ばれています。納税額の計算に際して、インプットVATは、アウトプットVATより控除できます。

VAT納税額 ＝ アウトプットVAT － インプットVAT

アウトプットVATがインプットVATを超える場合、その差額を歳入局へ納付しなければなりません。逆に、インプットVATがアウトプットVATを超える場合、還付を選択するかあるいは翌月以降のアウトプットVATからの控除を選択することができます。

タックス・インボイス

VAT登録事業者は、物品又はサービスの売上金額とVATの金額を記載したタックス・インボイスを発行することが要求されています。タックス・インボイスは、法律に従い、全ての必要項目が記載されなければなりません。記載内容が不十分であったり、不正確であった場合、支払ったインプットVATを控除または還付できない場合があります。

申告・納税

申告書

VAT登録事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月15日までにVATを申告・納税することが義務付けられています。

文書及び記録

受取ったタックス・インボイスと発行したタックス・インボイスの控えは、関係書類や記録とともに保管しておく必要があります。例えば、会計帳簿と原材料の管理簿は、VAT登録事業者の事務所内に常時保管されていなければなりません。

加算税及び延滞税

- VAT登録を怠った場合、又は、VAT登録を抹消後事業を継続していた場合、本来納付すべきVATの200%が加算税(最低1,000バーツ)として課されます。
- 期日までにVATの申告を怠った場合、本来納付すべきVATの200%が加算税として課されます。

- VAT申告書に税額計算の誤りがあった場合、納付不足額の100%が加算税として課されます。
- VAT申告書にアウトプットVATまたはインプットVATの金額に誤りがあった場合、アウトプットVATの不足額又はインプットVATの過大額の100%が加算税として課されます。
- 購入者に対するタックス・インボイスの発行を怠った場合、本来納付すべきVATの200%が加算税として課されます。
- 必要な報告書の作成を怠った場合、本来納付すべきVATの200%が加算税として課されます。
- 上記加算税に加え、納付不足額に対し、一ヶ月につき 1.5 % の延滞税が課されます。但し、延滞税は、未払税額が上限とされます。

特定事業税

金融業を中心とした特定の事業については、付加価値の算定が困難なため、VATと並行して代替税が課されることになりました。特定事業税(Specific Business Tax)は、総収入に固定税率を乗じて算定されます。

納税義務者

課税対象事業を行う以下の者は、特定事業税納税者として登録する必要があります。

- 自然人(法人格のない組合を含む)
- 法　人
- 政府機関や組合
- その他の法人

課税対象事業と税率

a. 商業銀行業務、ファイナンス、クレジットフォンシア業務 3.0%
b. 生命保険 2.5%
c. 質　業 2.5%
d. 不動産販売 3.0%
e. タイ国証券取引所における証券の販売 0.1%*
f. 商業銀行に類似する業務 3.0%

*注:現在は、勅令(Royal Decree)No.240により免税となっています。
特定事業税の税率に地方税として10%が上乗せされ、課税されています。

1. タイ国農産物先物取引所("AFET")(2004年5月28日に開設)における農産物先物取引について、関連法規に基づき行われることを条件に、特定事業税の免税措置が遡及的に適用されます(勅令No.451)。
2. タイ国先物取引所("TFEX")におけるデリバティブ(金融派生商品)取引についても、関連法令に基づき行われることを条件として特定事業税が免除されます(勅令No.455)。
3. 勅令No.469号により、一定の銀行業務に対する特定事業税率が3%から0.01%に引き下げられました。

4. 勅令No.488により、営利を目的とする不動産販売に対する特定事業税率が、現行の3.0%から0.1%に軽減されました(実際には10%の地方税が課せられるため、3.3%から0.11%に軽減)。この減税措置は、2008年3月29日から2010年3月28日までに行われる所有権等の登記および不動産販売に関する契約について適用されます。

申告・納税

申告書

特定事業税の課税対象事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月15日までにSBTを申告・納税することが義務付けられています。

加算税及び延滞税

- 納税者登録を怠った場合、納税額の200%が加算税として課されます。
- 毎月の申告を怠った場合、その月の納税額の200%が加算税として課されます。
- 毎月の申告において誤謬や納税不足があった場合、その月の納税不足額の100%が加算税として課されます。
- 納付不足額に対し、一ヶ月につき 1.5 % の延滞税が課されます。但し、延滞税は、未払税額の額が上限とされます。

印紙税

税制の概要

歳入法典に規定されている28項目の文書や証書の作成に際しては、印紙税が課せられます。

税　率

税率は、文書や証書の種類によって異なります。印紙税は、税率表に基づいて適切に貼付されなければなりません。印紙が適切に貼付されていない文書や証書は、民事訴訟の際に証拠として認められません。

課税対象となる文書や証書

- 契約書/同意書
  - 土地の賃貸
  - 割賦購入
  - 請　負
  - 金銭消費貸借
  - パートナーシップ
- 金融/商業関係書類
  - 株式/社債の譲渡
  - 為替手形
  - 約束手形
  - 船荷証券
  - 株券/社債券
  - 小切手/トラベラーズチェック
  - 信用状
  - 銀行預金利息の領収書
  - 運送物品受領書
  - 保証契約書
  - 質権設定
  - 倉荷証券
  - 引渡指図書

- 代理/委任状
- 原本の副本
- 株式会社の基本定款/付属定款
- 議決権行使に係る委任状
- 保険証書
- 登記を要する不動産の譲渡に関する領収書
- 車両の譲渡や分割購入に関する領収書

関 税

税制の概要

関税は、関税法と関税率政令により、輸入と特定の輸出に課せられます。輸入品の区分は、「商品の名称及び分類についての統一システム(いわゆるHarmonized System)」に基づきます。2007年1月1日より、新規の輸入商品に係る商品分類方法として、Harmonized System 2007に基づくASEAN Harmonized Tariff Nomenclature (“AHTN”)を採用しています。

課税方法は、従量と従価のうち、いずれか高い方に基づき、0%から80%の税率で課せられます。関税率政令で例外的に規定された特定品目については、輸入関税の免除が認められています。一般的に輸入品の価格はCIF価格(運賃保険料込み価格)、輸出品の価格はFOB価格(本船渡し価格)に基づき計算されます。

現在タイ国は、WTOの関税評価協定に準拠しており、原則的に、関税評価は、「取引価格」、すなわち、物品が輸出販売された際に実際に支払われた又は支払われるべき価格に基づきます。このため、関税評価上、輸入物品の価値を構成するにも係わらず、取引価格に含まれていない要素の調整を必要とします。ここで調整すべき要素には、輸入品の購入条件として購入者が支払うべきロイヤルティ/ライセンス料、輸入品の再販売により得られる収益で輸出者に帰属すべきもの、購入者によって提供された物品またはサービスの価格(輸入品に係るデザイン/開発費等)が含まれます。申告価格が明らかに低すぎる場合、あるいは、虚偽申告であると判断された場合、関税局は、それらの物品の価格を決定する権限を有します。

輸出関税は、以下の9種類の物品に課されます。

- 米
- くず鉄
- 生皮、なめし皮
- ゴム
- 木材
- 生糸、蚕糸
- 魚粉
- タイ-マレーシア共同開発地域から輸出された商品
- 輸出関税率リストに含まれていないその他商品

税関の手続

タイ国に到着した物品は、その搬入方法に係わらず、他国における場合と同様の税関手続をとります。輸入者は、輸入申告書(Kor.Sor.Kor.170)に加え、船荷証券、インボイス、パッキング・リストを、ペーパーレス化に伴い導入された「e-Customsシステム」を通じて提出しなければなりません。

関税は、物品の搬入時点で課され、保税倉庫にて保管されます。陸揚げ作業費や倉庫保管費は、物品の引渡し前に支払わなければなりません。

違反と罰則

関税法に違反した場合、本来、刑事罰が科されますが、実務上は、未納付額及び罰金を課される場合がほとんどです。違反には、税関手続を遵守しない場合や誤申告等が含まれますが、密輸や脱税は重大な違反とみなされます。罰則は、関税法の関連規程の中で定められています。関税局と違反者の合意により当局内で解決する場合(すなわち、訴訟放棄)、関税局長官により承認された裁定基準に基き罰金が決定されます。

物品税

税制の概要

物品税は、国産品か輸入品かに係わらず、ある特定の物品の販売に対して課されます。税率は、従価あるいは従量のうち、いずれか高い方に基づき適用されます。国産品の場合、出荷時に、輸入品の場合、輸入時に納税義務が生じます。

課税対象の物品及びサービス

1. 燃料油及び石油製品
2. 飲料
3. 電化製品
4. ガラス製品
5. 自動車
6. 船
7. 香水及び化粧品
8. 娯楽サービス
9. 酒類
10. 煙草や巻煙草
11. 毛織りの絨毯
12. オートバイ
13. バッテリー
14. トランプ
15. オゾン層に影響を与える物質

対象物品の生産者は、工場や保税倉庫からの出荷前に申告書を提出し、納税しなければなりません。また、これらの場所から物品を移動する前に、VATの納税義務が生じた場合、生産者は、物品税局に対し、月末から15日以内に申告書を提出し、納税する義務があります。

石油税

税制の概要

石油税法(PITA) に基づき、認可石油会社が石油事業から得た所得については、石油税が課されます。石油税法に基づき課税対象となる企業は、歳入法典やその他の法律による税金や関税が免除されます。但し、これらの免税は、石油税法に基づく税金や関税、配当金に対する税金を納付している場合に限り認められます。

課税所得

石油会社は、石油事業による年間純利益(免許の譲渡や石油事業に付随する活動から生じた利益を含む)に対し、50%の税金が課されます。「通常必要な」事業経費に加え、資本的支出に対する減価償却費、ロイヤリティ等も税額計算上、控除できます。支払利息など、特定の支出については、控除が認められません。

申告・納税

納税義務者は、決算日から5ヶ月以内に所轄税務署に確定申告書を提出しなければなりません。

加算税及び延滞税

申告が不正確だった場合、あるいは、期日までに申告を行わなかった場合、加算税及び延滞税が課せられます。法人税法にて規定される加算税及び延滞税が石油税申告の違反に対しても適用されます。
但し、脱税の意図がないと当局が判断した場合、加算税及び延滞税が減免されることがあります。

地方税

税制の概要

タイ国は、76の県に分かれ、それぞれの地方自治体や行政当局によって管轄されています。パタヤやバンコックなどの行政区では、看板税、地方開発税、土地家屋税の3つの主要な地方税を課しています。

看板税

看板税は、広告あるいは商品や事業についての情報提供を目的として、その名称、商標、製品を掲示した看板や広告板に課せられます。
看板税は、看板の所有者に対して課され、税率は看板の大きさ、記載されている言語によって異なります。タイ語で記載されている看板については、500cm^{2}につき 10バーツが課せられます。タイ語と外国語が併用されている場合、500cm^{2}につき 100バーツ、外国語のみの場合、500 cm^{2}につき200バーツが課せられます。しかし、現在は、500cm^{2}につき、それぞれ3バーツ、20バーツ、40バーツに減額されています。

以下の看板については、看板税は免除されます。
a. 政府管轄の公共地域や組織のためのもの
b. 私立学校の敷地内にあるもの
c. 宗教団体、慈善組織に係わるもの
d. 一時的な博覧会でその敷地内に建てられたもの
e. 上映の宣伝を目的として劇場や映画館に掲示されたもの
f. 製品の容器に記載されたもの
g. 事務所内部のもの
h. 農産物の広告
i. 自動車、人、動物に貼付されたもの

看板の所有者は毎年3月に申告書を提出し、査定通知の日から15日以内に納税しなければなりません。

申告書の提出を怠った場合、納税額の10%が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、1ヶ月につき2%の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するために管轄当局に資産を押収され、売却される場合があります。

地方開発税

地方開発税は、土地(改良を除く)の価値に課され、税率は年0.25%から0.95%まで様々です。税額は、土地の所在する地域ごとに、地方当局が査定した額の中間値をもって算定されます。課税対象となる資産には、土地、山地、水地が含まれます。

個人の宅地に対しては、地方開発税が免除されます。

非課税分を超える耕作地に対しては、法定税率の半分の税率が適用され、遊休地に対しては法定税率の2倍の税率が適用されます。

以下に挙げる土地については、地方開発税が免除されています。
a. 政府所有の土地
b. 王族宮殿が建てられている土地
c. 公立病院、公共教育機関、その他公共の用に供する建造物が建てられている土地
d. 宗教団体所有の土地又は宗教上使用する土地
e. 非営利目的の共同墓地
f. 土地家屋税が課される土地
g. 民間所有であるが、公共目的に政府が使用する土地
h. 大使館、領事館、国際機関の事務所が建てられている土地

土地の所有者は、その土地が地方自治体の管轄外の場合、地区事務所へ、地方自治体の管轄の場合、市役所の担当部署へ申告書を提出しなければなりません。毎年1月に申告書を提出し、4月までに納税します。但し、査定通知が3月以降に届いた場合には、査定の日から30日以内が納税期限とされます。

申告書の提出を怠った場合、納税額の10%が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、年につき24%の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するために管轄当局に資産を押収され、売却される場合があります。

土地家屋税

土地または建物を自己の居住以外に使用している所有者は、その実際価値あるいは年間賃貸評価額の12.5%を土地家屋税として課されます。

建物の所有者が土地の所有者と異なる場合、建物の所有者が建物部分に関して納税義務を負います。

損害を受けた建物は、損害の程度に応じて課税対象額が減額されます。また、建物の非入居率に応じて、減額されることもあります。

土地家屋税は、以下の場合、免除されます。
a. 王族所有の宮殿
b. 公共の用に供するために政府が所有する建物
c. 非営利目的の公立病院、公共教育機関
d. 宗教上の建物
e. 12ヶ月以上、入居のない建物
f. 所有者の住居として使用されている建物

申告書の提出は、土地・建物の所在する地方自治体の市役所又は地区事務所に、毎年2月までに行います。賦課決定の通知後30日以内に納税しなければなりません。

申告書の提出を怠った場合、200バーツの罰金が課せられます。

なお、納付期日後1ヶ月以内に納税した場合、未納税額に対して 2.5%の加算税が課せられます。その後は、2ヶ月以内であれば5%、3ヶ月以内であれば7.5%、4ヶ月以内であれば10%とされています。4ヶ月以降は、未納税額を徴収するために、管轄当局に資産を押収され、売却される場合があります。

優遇税制

投資委員会(Board Of Investment)

1977年の投資奨励法の下、投資委員会(以下“BOI”と称す)は、承認された投資事業に対し、優遇措置や恩典を与える権利を有しています。BOIからの投資奨励を受けることができるのは、タイ国の法律に基づき設立された株式会社、財団及び協会、また、BOIの特別基準に従い、タイ国の法律に基づいて設立されたジョイントベンチャーに限定されます。

製造業における外国人の株式所有に係る規制を緩和するとともに、投資家の投資意欲を促進するため、BOIは次のような判断基準を設けています。

1. 1999年外国人事業法のカテゴリー1に分類される農業、畜産、漁業、鉱物及び採掘、並びにサービス業を行う事業に関しては、その登録資本の51%以上をタイ国民が所有しなければならない。
2. 製造業を行う事業に関しては、その所在地に拘らず、外国人投資家がその奨励事業の半数以上又はすべての株式を所有することができる。
3. BOIが妥当と判断した場合には、奨励事業に関する外国人投資家の株式所有について特別に所有割合を定めることができる。

BOIは、税制上の恩典および非税制上の恩典とともに、事業の所在地(BOIゾーン)や優先事業か否か等に応じて、さまざまな保証や保護を与えています。

以下は、投資者に対して与えられる税制上の恩典です。

1. 輸入機械に対する輸入関税の減免
2. タイ国内販売を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料又は素材に対する輸入関税の軽減(最高90%まで)
3. 奨励プロジェクトの内容、及び、当該プロジェクトの所在地(BOIゾーン)に基づき最高8年まで法人税の免除(土地代及び運転資金を除く投資額を上限とする)
4. 法人税の免除期間において、その事業所得から支払われた配当金に対する免税
5. 輸出を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料又は素材に対する輸入関税の免除
6. BOIにより認可された契約に基づいて支払う営業権、著作権またはその他権利の対価に対する源泉税の免税(最高5年まで)

BOIは、以下の事業を優先事業として奨励しています。
1. 農業及び農業製品製造
2. 技術及び人材開発に直接関与する事業
3. 公共的施設及びインフラストラクチャー
4. 環境保全
5. その他の重要産業

これら優先事業には、その所在地にかかわらず、BOIゾーンごとに付与される恩典に加え、以下の税制上の恩典が付与されます。
1. 法人税の8年間免除
2. 機械に係る輸入関税の免除

奨励企業には、税制上の優遇措置以外に、立地に係わらず、さまざまな許可が与えられます。これには、事前調査に従事する外国人や奨励プロジェクトに従事する外国人技術者・専門家への労働許可、奨励事業を行うための土地の所有、外貨送金等が含まれます。

BOIは、奨励事業を国営化しないこと、奨励事業と競合する新規の国営事業を行わないこと、奨励事業が生産する製品と同種の製品を国家専売しないこと、価格統制をしないこと、政府機関や国営事業が奨励事業と同種の製品を免税輸入しないことを保証しています。
保護措置として、競合製品に対する輸入課徴金の導入や輸入禁止などの他、BOI長官には、関係官庁に対する奨励事業への援助や課税是正等を命令する権限が付与されています。

タイ国工業団地公社(IEAT)の自由事業区

IEAT法の下で設置されている自由事業区の入居資格としては、タイ国の経済発展、国家の安全保障、公共の福利、環境管理やその他IEAT委員会で規定される目的に適合し、タイ国に便益をもたらす工業、商業活動、および他の関連事業でなければなりません。また、海外から自由事業区へ輸入される、もしくは国内から移入される物品に係る租税(輸入関税、VAT、物品税など)は特別な恩典に基づき減免されます。

優遇措置及び恩典

IEAT自由事業区の事業者は、以下のような恩典を与えられます。
1. 製品の生産に不可欠な機械・装置・工具・貯蔵品(部品を含む)及びIEAT自由事業区内の工場や建物の建設・組立・設置に使用される材料は、投資奨励法により輸入関税、VATおよび物品税が免除されます。但し、消費財や自動車は、免税になりません。

2. 製品の生産あるいは販売を目的として輸入し、IEAT自由事業区に搬入した原材料は、投資奨励法により輸入関税、VATおよび物品税が免除されます。製品を生産するためにIEAT自由事業区に搬入され免税となる原材料には、他のIEAT自由事業区(同事業区内及び別事業区内)から搬入された物品、輸出のためにBOIから奨励された者により搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し、完成後再輸出される物品、他の法律で免税とされている物品などが含まれます。
3. 上記2.により輸入され、IEAT自由事業区に搬入された物品は、IEAT自由事業区で製造される製品や副産物等も含め、輸出の際の輸出関税、VAT、物品税が免除されます。
4. IEAT自由事業区で生産され、タイ国内に販売される物品は、輸入品とみなされ、(買手に)VATが課されます。IEAT自由事業区内にある業者間で販売される物品においては、0%のVATが適用されます。

関税自由区

関税自由区(DFZ: Duty Free Zone)は、タイ国の輸出を支援、奨励するために関税法に基づいて新設された地域です。工業又は商業活動、あるいは、タイ国経済のために有益な事業のために指定された地域で、ここに輸入された物品又はここで製造された物品は輸入関税、VAT、物品税が免除されます。

関税自由区として認められるには、当該地域開設の申請書を提出し、関税局長官の承認を得なければなりません。DFZを開設あるいは域内で操業することを**認め**られた会社は、関税当局と保証契約を締結し、全ての関税規則を厳格に遵守するとともに、法律で定められた年間手数料を支払うことが要請されます。

優遇措置及び恩典

関税自由区での事業者は、以下のような権利と恩典を与えられます。

1. 工業、商業活動、あるいはタイ国の経済に有益な事業に使用するために不可欠な機械、装置、工具、貯蔵品(部品を含む)の取得に係る輸入関税、VAT、物品税が免除されます(他の関税自由区からの移送を含む)。
2. 輸出製品の製造を目的として関税自由区に搬入される原材料は、関税局長官の規定する規則に従い、規格管理又は品質管理、標章又は署名の添付に関連する法律の一部について制限を受けません。
3. 関税自由区で製造されタイ国内に販売された物品は輸入品とみなされ、輸入時にVATが課せられます。また、関税自由区内の業者間で販売される物品には0%の税率が適用されます。

地域統括本部

概要

地域統括本部(Regional Operating Headquarters、以下“ROH”と称す)とは、タイ国の法律の下に設立された法人及びパートナーシップで、国内又は海外の関係会社あるいは支店に対して、業務管理、技術支援、経営管理、研究開発、研修等の支援サービスを提供するものを意味しています。

地域統括本部の設立又は移転を検討している企業にとって、タイ国における奨励策やその他恩典等を検討することは不可欠です。タイ国で設立された地域統括本部は、持株会社、サービス提供会社、ライセンス供与会社として活動することが認められています。

設立条件

ROHは以下の条件を満たしていなければなりません。

- タイ国の法律に基づき設立された法人である。
- 払込資本が10百万バーツ以上である。
- タイ国を除く3カ国以上の「関係会社」又は支店に対して認可サービスを提供している。
- 海外の関係会社からのサービス/ロイヤリティ収入の合計が、総収入の50%以上である。(但し、ROHとして登記後の最初の3年間は3分の1に軽減されています。)
- 歳入局の定める規則に従い、ROHとして税務登録している。

登記及び報告義務

歳入局長官通達No.190によって、ROHに対する登録及び報告の義務が規定されています。ROHとして登録する場合は、歳入局大企業租税管理事務所(Large Business Tax Administration Office: LTO)、あるいは、ROHが立地する地域又は県の歳入局事務所へ所定の様式で登録申請します。登録において、ROHが認可サービスを提供する各関係会社の名称及び所在地を明らかにする必要があります。

ROHとして営業している会社がROH以外の事業を行う場合、各事業ごとに損益を計算し、事業ごとに区分された法人税申告書を提出することが、上記通達において要求されています。損益を計算する際には、それが発生した事業ごとに費用を割当て、共通する費用については、それぞれの事業の所得に応じて按分しなければなりません。

尚、ROH事業によって生じた損失は、その他の事業の利益と相殺することはできません。

認可サービス

以下に挙げるサービスから得られる所得について、ROHは税制上の恩典を受けることができます。

- 原材料及び部品の調達
- 技術支援
- 研究開発
- 市場調査及び販売促進
- 財務顧問サービス
- 人材管理及び研修
- 一般管理、事業立案及び調整
- 信用管理及び統制
- 経済及び投資に関する分析並びに調査
- その他歳入局長官が規定するサービス

関係会社

関係会社とは、ROHに関して以下のうちのいずれかに該当する法人及びパートナーシップと定義されています。

1. ROHの株式の25%以上を保有している法人又はパートナーシップ
2. ROHがその株式の25%以上を保有している法人又はパートナーシップ
3. 上記1. の会社がその会社の25%以上の株式を保有している法人又はパートナーシップ
4. ROHを管理、監督及び経営することのできる法人又はパートナーシップ
5. ROHにより管理、監督及び経営されている法人又はパートナーシップ
6. 上記4. の会社により管理、監督及び経営されている会社又はパートナーシップ

法人税上の恩典

ROHには、以下のような税制上の恩典が与えられます。

- 関係会社及び支店に対する認可サービスによる収入については、10%の軽減税率が適用されます。

- 関係会社又は支店への貸付金による利子収入(純額)については、10%の軽減税率が適用されます。
- タイ国における研究開発業務により発生した関係会社及び支店(関連会社を含む)からのロイヤリティ収入については、10%の軽減税率が適用されます。ここでいう「関連会社」とは、ROHあるいは海外の関係会社又は支店に対する物品の製造、あるいは、サービスの提供を目的として、ROHが行う研究開発による結果を利用する法人又はパートナーシップを意味します。
- 海外の法人又はパートナーシップ株主への配当金の支払いについては、その配当原資が上記のROHサービスによる利益に基づくものである場合、10%の源泉税が免除されます。
- タイ国内及び海外の関係会社、支店から受け取る配当金については、法人税が免除されます。

個人所得税上の恩典

法人税における恩典に加え、個人所得税についても、以下のような恩典が与えられます。

- 外国人従業員のタイ国外における活動に対する所得については、ROH及びタイ国の関係会社が当該従業員の費用を損金控除しないことを条件に、個人所得税が免除されます。
- 外国人従業員は、利子収入及び配当金に対する源泉徴収税の税額控除を放棄することを条件に、15%の一定税率により個人所得税を支払うことを選択できます。但し、適用は連続する4年間に限ります。

www.pwc.com/th

Awarded Thailand "Tax Firm of the Year 2009" and "Transfer Pricing Firm of the Year 2009" by the International Tax Review (ITR)